

甲府法人会たより



神明の花火大会

「広報委員撮影」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成 29 年 8 月

第 135 号

題字 芦澤会長

主な内容

巻頭役員寄稿
甲府税務署長 着任のごあいさつ
平成30年度 税制改正に関する
アンケート調査
社会貢献活動
法律相談 Q & A
税務相談 Q & A

法人会
消費税期限内納付
推進運動

第13回 法人会全国女性フォーラム(山梨大会)

開催日：平成30年4月12日(木) 開催会場：アイメッセ山梨

巻頭役員寄稿

伝統産業について



公益社団法人甲府法人会
副会長 上原 重樹

甲州印伝という山梨特有の地場産業・伝統産業に携わっている者のひとりとして伝統産業を取り巻く環境、そして今後進むべき方向性について少し考えてみたいと思います。

わが国には歴史と風土に育まれ受け継がれてきた生活用品が数多くありますが、生活様式の変化や新しい原材料の開発など、伝統的な製法や原材料より作られてきた伝統的工芸品にとって大変厳しい状況となっている現実もあります。このような状況の中で、国は伝統的工芸品を将来にわたって受け継いでいくために、伝統的工芸品産業の振興を目的とした「伝産法」

を制定しました。

「伝産法」に基づき、経済産業大臣が指定するのが「伝統的工芸品」であり、その主な指定の要件は次のとおりであります。

- ①主として日常生活で使用する工芸品であること。
- ②製造工程のうち、製品の持ち味に大きな影響を与える部分は、手仕事を中心であること。
- ③100年以上の歴史を有し、今まで継続している伝統的な技術・技法により製造されるものであること。
- ④主たる原材料が原則として100年以上継続的に使用されていること。

⑤一定の地域で当該工芸品を製造する事業者がある程度の規模（10企業または30人以上の従業者がいること）を保ち、地域産業として成立していること。

現在指定品目は全国で200品目を超えております。

山梨県には経済産業大臣指定伝統的工芸品として、甲州水晶貴石細工（昭和51年指定）、甲州印伝（昭和62年指定）、甲州手彫印章（平成12年指定）が指定されております。この3工芸品以外にやまなしの伝統工芸品として、甲州雨畑硯、甲州大石紬織物、西島手漉和紙、甲州武者のぼり・鯉のぼり、甲州鬼瓦、親子だるま、市川大門手漉和紙、山梨貴宝石、富士勝山スズ竹細工が認定されています。いずれの工芸品も山梨の風土と人々の暮らしの中で育まれ、受け継がれてまいりました。しかし一方で、後継者の育成や原材料の確保、新製品開発や市場開拓など様々な課題を抱えているのが現状であります。国や県のご支援をいただきながら業界として、産地として今後どのような対応策を講じていけるかが大きな課題といえましょう。そして業界としての問題解決と同時に大切なことは、構成する各企業が個として自社の強み、他社にはない

特色は何なのかよく考えること。その強みを生かしながら自社の存在意義を明確化し、自らを高める努力を常に継続することが何より重要なことではないでしょうか。

伝統産業にとって、伝統的な技術・技法や主原料は決して変えてはいけなものであります。しかし一方で、消費者が何を求めているのか常にアンテナを高く情報収集し、どんな製品をどんなデザインでどんな見せ方で提案できるのか企業が存続の鍵であると思います。時代とともに変えてはいけないこと、変えなければいけないこと、この不易流行をいかに実践していくかが、大切であります。

伝統産業では伝統と革新という言葉がよく使われます。伝統的技術・技法、歴史文化としての伝統は大切に守りながらも、技術革新等できかに自らを継続的に革新することができかが企業の存続に直結していると思います。すばらしい技術・技法はとても大切であります。ただ、それだけで十分とは言えません。伝統に驕ることなく常に革新し続ける企業でありたいと思います。

（株式会社印傳屋上原勇七

代表取締役社長）

着任のごあいさつ



甲府税務署長
杉田 節

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で、甲府税務署長を拝命し、東京国税局調査第二部次長から参りました杉田でございます。

芦澤会長をはじめ甲府法人会の皆様には、平素から法人会の事業活動を通じて、円滑な税務行政の運営に格別の御理解と御協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

甲府法人会は、昭和二十四年の創立以来、昭和四十九年の社団化、平成二十三年の公益社団法人への移行を経て、現在に至るまで、税務研修会の開催や租税教育の推進をはじめ

とする「税の啓蒙活動」、地域企業の発展の支援や福祉施設の慰問など地域振興に寄与する「社会貢献活動」に長きにわたり取り組んできた輝かしい歴史と伝統を誇る団体であると伺っております。

また、国税庁の後援する「企業の税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート・ガイドブック」の活用にも積極的に取り組まれております。

さらには、来年4月に「輝こう！名峰富士のもと」今を創る女性の力」のキャッチフレーズのもと、全国女性フォーラム山梨大会が開催されます。女性部会を中心に、県下4法人会が丸となって準備をされていると伺っております。

このような多岐にわたる法人会の皆様の献身的な活動に心から敬意を

表するとともに、全国女性フォーラムの大成を期待する次第でございます。

ところで、昨年十一月の税制改正によりまして、平成三十一年十月から消費税率の引上げと共に、軽減税率制度が実施されることとなりました。

軽減税率制度の下では、事業者の皆様におかれましては、取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理といった対応が必要となり、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などの準備が必要となる可能性がございます。

制度の円滑な実施に向けまして、関係府省庁が連携して取組を推進していくこととなっております。国税当局といたしまして、制度の広報・周知などに取り組んでまいりる所存です。

法人会の皆様におかれましては、ご自身の準備を進めていただくほか、事業者の皆様への準備が円滑に進むよう、制度の広報・周知などに御協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人甲府法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

税務署異動状況

(平成29年7月10日)

官 職	新 メ ン バ ー		旧 メ ン バ ー	
	氏 名	前 任 署 等	氏 名	転 任 先
署 長	杉田 節	東京国税局調査第二部次長	小野 賢二	東京国税局総務部次長
法人担当副署長	須藤 篤志	東京国税局課税第二部資料調査第一課課長補佐	佐伯 祐治	税務大学校総合教授
法人1統括官	藤間 将郎	(留 任)	藤間 将郎	(留 任)
法人2統括官	佐々木聖男	目黒署 個人4統括官	本間 浩	中野署 法人2統括官
法人審理担当	齊藤 一郎	(留 任)	齊藤 一郎	(留 任)
源泉審理担当	牧島 典子	千葉西署 法人2上席	佐久間 功	練馬東署 法人上席

第7回定時総会を開催 芦澤会長を再任

五月二十四日、第七回定時総会をアピオ甲府において開催し、山梨県総合県税事務所の鷹野所長、甲府税務署の小野署長をはじめ多数のご来賓のご臨席をいただき、会員企業約百五十社が出席しました。

芦澤会長の挨拶の後、理事会の審議を経て上程された平成二十八年年度決算報告等が満場一致にて承認されました。さらに本年は役員改選の年にあたり、芦澤会長が再任されたほか、新役員を選任しました。

総会終了後には懇親会を開催し、会員相互の親睦交流や情報交換を図る有意義な場となりました。

また、全会員参加型の社会貢献活動の一環として、善意のタオルと石けん・ティッシュ、使用済切手等の持参を呼びかけたところ、たくさんのご協力をいただきました。さらに総会に欠席された会員の皆様からも善意の品々が寄せられました。

平成二十年から継続しているこの活動は多くの会員の皆様に浸透してきております。



定時総会

本年度総会（甲府・県連）において表彰を受けた甲府法人会役員

退任役員感謝状贈呈

（甲府法人会）

丸茂 紀彦	副会長
中村 己喜雄	副会長
大石 俊夫	専務理事
戸栗 敏	常任理事
田中 雅承	常任理事
小田切 寛	理事
三枝 正彦	理事
藤本 寛	理事
金井 彰彦	理事
小澤 昭二	理事
笹本 森雄	理事

飯田 八朗	理事
松葉 惇	理事
齋藤 忠文	理事
中込 功	理事
（山梨県法人会連合会）	
丸茂 紀彦	副会長
中村 己喜雄	副会長
降矢 英文	専務理事

全国法人会総連合功労者表彰受彰者

依田 訓彦	理事
湯沢 基	理事
丸山 正和	監事
丹沢 始	監事

山梨県法人会連合会功労者表彰受彰者

井上 善展	理事
小澤 博音	理事
鈴木 克典	事務局長

甲府法人会功労者表彰受彰者

小松 茂仁	理事
-------	----

新役員

《会長》

芦澤 敏久 (株)山梨中央銀行

《副会長》

高野 孫左エ門 (株)吉字屋本店

《専務理事》

小泉 真 公益社団法人甲府法人会

《常任理事》

大木 勝志	(株)オオキ
志村 昌彦	(株)山梨文化会館
窪田 広宣	(株)窪田商会
西川 一也	穴水(株)
坂本 力	甲府信用金庫
輿水 順彦	(株)清里給油所
内田 博	(株)内田印刷所
小林 幸夫	小林ニットウエア(株)
長坂 茂	(有)長坂百貨店
新津 正彦	新津建設(株)
篠原 義明	篠原貿易(株)
望月 英雄	(株)サンキョー
坂本 政彦	(株)坂本建運
川村 文彦	(株)テレビ山梨
井上 善展	(株)イノウエ
齊藤 基樹	浅川熱処理(株)

《理事》

田中 好輔	甲斐日産自動車(株)
荻野 寛二	(株)オギノ
小野 光一	金精軒製菓(株)

氏原 勲 (株)八光
太田 丈三 太田工業(株)
三井 正樹 (有)大泉タクシー
中澤 厚男 (株)談露館
古守 康直 古守工業(株)
小林 重夫 (株)小林商会
山寺 英一郎 井筒屋醤油(株)
飯島 忠 (株)湊興
小林 成光 (株)小林製作所
秋山 勉 (株)ホテル舟山
河西 秀史 (株)河西金属商事
依田 訓彦 (株)少國民社
清水 修一 協和産業(株)
笠井 健夫 (株)峡南堂印刷所
湯沢 基 湯澤工業(株)
井上 重良 (協)国母工業団地工業会
長谷川 正一郎 長谷川醸造(株)
小澤 博音 (有)川音運輸
宮川 武 (株)甲斐延
岩下 達也 北杜タクシー(株)
山中 広雄 (株)旅工房
櫻本 進 (株)櫻本鉄工
小澤 一正 アジア燃料(株)
赤野 玉明 (株)アズマ工機
清水 新司 清水工業(株)
小松 茂仁 (株)小笠園
早野 正泰 (株)早野組
寺井 英仁 寺井木材(株)
岩下 彦 昭和産業(株)
東原 記守 (有)菱和産商



相原 紀幸 (有)相原商事
深澤 由美子 熊野屋物産(株)
久保 寺孝男 (株)甲府ワインポート
井口 和則 井口工業(株)
笹本 健次 (株)常磐ホテル
近藤 誠 (株)近藤宝飾
依田 道徳 (株)依田商店
石井 猛雄 疾測量(株)
相川 幹夫 龍王産業(株)
阿部 格治 (有)さのやタクシー
矢部 兵衛 (株)シンゲン
鈴木 浩文 鈴木製菓(株)
中村 国男 (株)中村建設
丸茂 正樹 (株)マルモ
梅本 実 丸十山梨製パン(株)
丸山 正和 (株)コーシン
丹沢 始 (株)丹沢電機

《監事》

源泉部会講習会が

スタート

平成二十九年度源泉部会講習会には、甲府・韮崎両会場あわせて約百名の参加申し込みがあり、六月二十二日の甲府会場、二十七日の韮崎会場においてそれぞれ開講式と第一回の講座を行い、来年一月までの六回にわたる講習会がスタートしました。

講師は甲府税務署源泉所得税担当の佐久間上席調査官が務めました。

今年度の講座は、源泉徴収事務の基礎的事項を中心に学ぶ初級講座と事例問題を中心とした上級講座に分けて行います。

初級講座、上級講座ともに全六回に出席された方には修了証書と記念品を贈呈することとなっております。毎年多くの方が修了しています。

本講習会は会員企業のほか、当会のホームページや新聞のイベント情報欄に参加の案内を掲載するなど広く一般の方々にも参加を呼びかけています。また第三回以降からのご参加も可能です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

平成 29 年度 源泉部会講習会 実施内容

	日 時	初級講座の内容	上級講座の内容
第3回	甲府会場 平成 29 年 9 月 14 日 韮崎会場 平成 29 年 9 月 12 日	特殊な給与・現物給与の取扱い	退職所得の源泉徴収事務
第4回	甲府会場 平成 29 年 10 月 12 日 韮崎会場 平成 29 年 10 月 13 日	退職所得の源泉徴収事務	報酬・料金等の源泉所得税事務 給与所得と事業所得
第5回	甲府会場 平成 29 年 11 月 2 日 韮崎会場 平成 29 年 11 月 7 日	年末調整事務（各種用紙配布）	年末調整事務（各種用紙配布）
第6回	甲府会場 平成 30 年 1 月 24 日 韮崎会場 平成 30 年 1 月 23 日	給与所得者の確定申告	給与所得者の確定申告

甲府会場…アピオ甲府本館

韮崎会場…東京エレクトロン韮崎文化ホール

※日時・場所は変更となる場合もございますので、事前にご確認ください。

源泉部会講習会に関するお問い合わせは

公益社団法人甲府法人会事務局

電話 055-237-7774 メール info@kofu-hojinkai.jp

大木勝志 常任理事

「旭日双光章」を受章



当会常任理事の大木勝志様におかれましては、卸売業を中心とした永年の産業振興を図られたご功績に対しまして、平成二十九年の春の叙勲におきまして、「旭日双光章」を受章されました。誠にありがとうございます。

『女子カパワーアップセミナー』（山梨県連主催）がスタート

今年度第一回目となる山梨県連主催の「女子カパワーアップセミナー」が七月四日、甲府法人会館において開催されました。このセミナーは、労働力人口が減少する中、政府や山梨県が推進している「女性が輝く社会の実現」「女性の活躍促進」に貢献し、企業内の女性社員の意欲及び能力向上に役立つよう、毎年開催されています。

当日は新人・若手社員向けとして募集が行われ、甲府法人会をはじめとする県内各地の単位法人会の会員

企業から八名の女子社員が参加されました。講師は山梨中銀経営コンサルティング株式会社の西川美紀さんが務めました。

セミナーの内容は、接遇マナーやホスピタリティの重要性を学んだほか、顧客の満足度を高めるための具体的な方法などについて、実例などを参考にして進められました。

またグループワークや様々なテーマに沿った活発なディスカッションも行われ、充実したセミナーとなりました。

今後は九月七日に中堅社員向け、十一月十四日に管理職向けのセミナーが開催される予定です。甲府法人会としては、多くの会員企業の皆様方にご参加くださいますようお願いいたします。

（開催予定等は十八ページに掲載）



新人・若手社員向けのセミナー

山梨県連主催「ミニバスケットボール・税金教室」に協力

七月三十日、山梨県連主催の「ミニバスケットボール・税金教室」が、山梨県内のミニバスケットボール四チーム約五十名の小学生の参加により、南アルプス市の櫛形総合体育館において開催されました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として行なう活動であり、山梨県連傘下の四法人会青年部会員が当日の運営に協力し、甲府法人会からも多くの青年部会員が参加協力しました。



税金クイズに挑戦

最初に税の啓発活動としてクイズ形式の『税金教室』が行われ、税に関心をもっていたためか、税に出題され、子供達は楽しく学んでいました。

ミニバスケットボールの指導においては、山梨クイーンビーズの全選手（十四名）に講師を担当していただき、技術指導のほか山梨クイーンビーズ選手と子供達の混成チームによるミニゲームなども行われました。子供達は憧れの選手と間近でふれあうなど、楽しんでプレーしていました。

また閉会式では『税金クイズ』の成績が優秀だった小学生に対して山梨クイーンビーズのグッズがプレゼントされました。



山梨クイーンビーズの指導

平成30年度 税制改正に関する アンケート調査結果

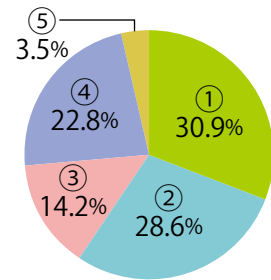
(平成29年4月実施)
対象件数 3,334社
回答数 398社
回答率 11・9%

甲府法人会では、本年4月に「平成30年度税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は398社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「平成30年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

Q1

法人税／法人実効税率

平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、法人実効税率が段階的に引き下げられ(現行29・97%、平成30年度は29・74%…資本金1億円超の企業の場合の計算)、法人実効税率20%台が実現しました。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。



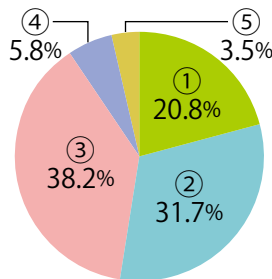
- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他

合計	⑤	④	③	②	①
395	14	90	56	113	122

Q2

法人関係／中小企業の賃上げ

安倍内閣では、デフレ脱却に向けて経済界に賃上げを要請しており、平成29年度改正では、中小企業の更なる賃上げを後押しするための支援措置が講じられました。あなたの会社では今年の賃上げ等(定期昇給ボーナスを含む)についてどう対応しますか。



- ① 賃上げ等をする
- ② 賃上げ等を検討したい
- ③ 賃上げ等は困難である
- ④ わからない
- ⑤ その他

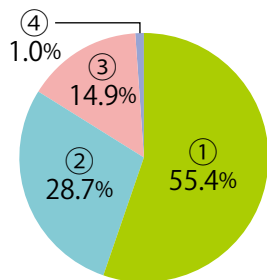
合計	⑤	④	③	②	①
398	14	23	152	126	83



Q3

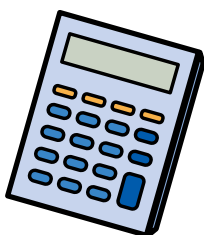
所得税／配偶者控除

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するなどの観点から、配偶者控除配偶者特別控除の見直し(所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を103万円から150万円に引き上げる等)が行われました。今般の改正について、事業者の立場から、どのように考えますか。



- ① 就業調整の解消等に効果があると思う
- ② 就業調整の解消等にはつながらないと思う
- ③ わからない
- ④ その他

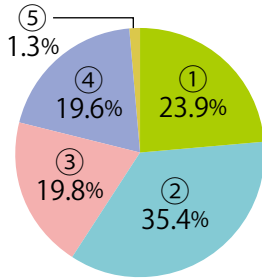
合計	④	③	②	①
397	4	59	114	220



Q4

所得税／控除方式

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」が採用されていますが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいと指摘されています。与党税制改正大綱では、所得再分配機能を回復する観点から、控除方式のあり方について見直す方針を示していますが、その際、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「税額控除方式」の導入なども検討されています。控除方式のあり方についてどう考えますか。



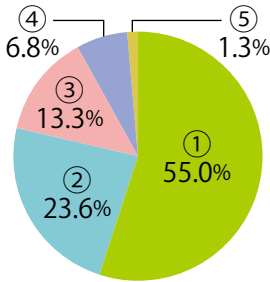
合計	⑤	④	③	②	①
398	5	78	79	141	95

- ① 「税額控除方式」を導入すべき
- ② 現行の「所得控除方式」を見直すべき
- ③ 現行の「所得控除方式」を維持すべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q5

相続税／課税のあり方

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後の相続から、基礎控除額の引き下げ等が行われました。国税庁が発表した平成27年分の相続税の申告状況によれば、平成27年中に亡くなった方約129万人のうち、相続税の課税対象となった被相続人数は約10万3千人（前年約5万6千人）であり、課税割合は8.0%（前年4.4%）となっています。相続税についてどのように考えますか。



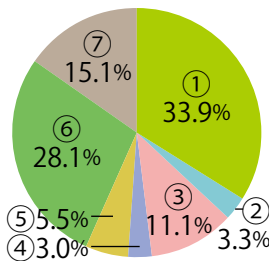
合計	⑤	④	③	②	①
398	5	27	53	94	219

- ① 課税割合が高すぎるので、相続税の課税を緩和すべき
- ② 当面は適用状況を見守るべき
- ③ 富の再分配の観点から、相続税の課税を強化するべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q6

事業承継／事業承継の形態

あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞きかせ下さい。



合計	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
398	60	112	22	12	44	13	135

- ① 子に事業承継する
- ② 子以外の親族に事業承継する
- ③ 親族外に事業承継する
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ まだ考えていない
- ⑦ その他

Q7

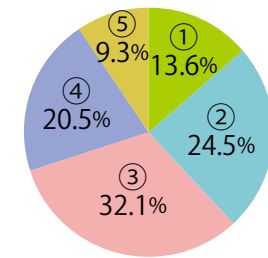
事業承継／事業承継税制

平成29年度税制改正では、贈与税相続税の納税猶予制度の一部見直し、取引相場のない株式の評価（類似業種比準方式）の見直しが行われました。あなたの会社を事業承継するに当たって、事業承継税制についてどのように考えますか。

Q8

地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。



合計	⑤	④	③	②	①
396	37	81	127	97	54

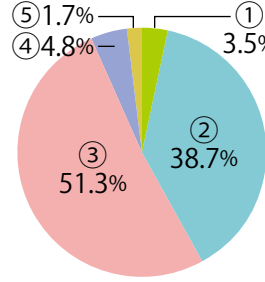
- ① 今回の改正を踏まえ、当面は利用状況等を注視すべきである
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度のさらなる改善を求めるべきである
- ③ 欧州主要国のように事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは控除する新たな制度の創設を求めるべきである
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q9

社会保障制度／給付と負担

少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他



合計	⑤	④	③	②	①
398	7	19	204	154	14

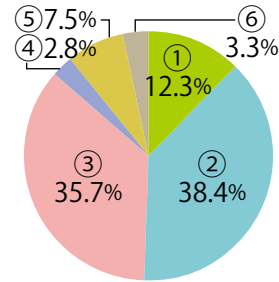
- ① 地方の基幹税として課税強化を図るべきである
- ② 現状程度の負担でよいと思う
- ③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q10

社会保障制度／年金

将来世代の年金を確保するため、現役世代の平均賃金が下がれば高齢者が受け取る年金の支給額を減らしていくことを柱とした年金制度改革法が、平成28年12月に国会で成立（平成33年度から実施）しました。厚生労働省は、リーマン・ショック級の賃金下落があった場合、一時的に給付が減るもの（0.6%減）で、将来世代の基礎年金額は維持できると試算しています。今回の年金改正についてどう考えますか。

- ① 将来世代の年金支給基準を維持することにつながるので評価できる
- ② 現行の年金の支給額を減らすことにもつながるので評価できない
- ③ わからない
- ④ その他



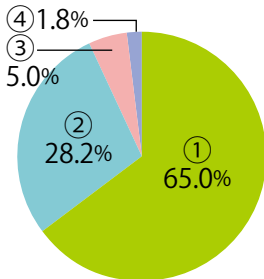
合計	⑥	⑤	④	③	②	①
398	13	30	11	142	153	49

Q11

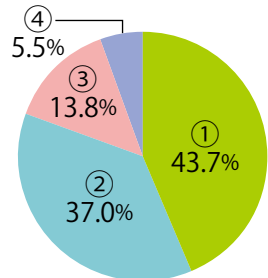
社会保障制度／医療・介護

2025年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、医療介護などの社会保障費の急増が大きな課題となっています。このため、現役世代並みの所得がある高齢者にも応分の負担を求めていくことになっています。高齢者の負担についてどう考えますか。

- ① 高齢者にも応分の負担を求めていくべき
- ② 高齢者の負担を増やすべきではない
- ③ わからない
- ④ その他



合計	④	③	②	①
397	7	20	112	258



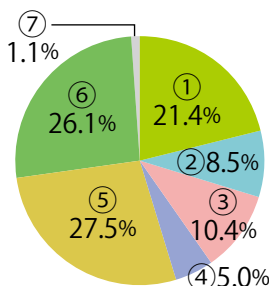
合計	④	③	②	①
398	22	55	147	174

Q12

地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んでください。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 地方税財源の充実
- ③ 道州制の検討など広域行政による効率化
- ④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- ⑦ その他



合計	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
739	8	193	203	37	77	63	158

法律相談

定年後の賃金の減額と労働契約法20条



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋 俊仁

Q

「XはY株式会社に従業員として勤務していたが、定年退職した。その後嘱託社員として引き続きY株式会社に勤務した。Y株式会社の従業員の定年は満60歳に達した月の末日と定められており、その後は期間を1年間とする嘱託社員となり、満65歳に達するまでそれを毎年更新することができるとなっている。

Xの業務内容は定年前も嘱託社員となった後もほとんど変わりはないが、給料は定年前の給料の5分の3程度となった。この給料の減額は適法であるか。」

A

1. 労働契約法20条は「有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容で

ある労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（職務の内容）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲、その他の事情を考慮して、不合理と認められるもので

あつてはならない。」と規定しています。この規定については、私法的効力を持たない理念規定にすぎないという理解も一部にはあるが、行政解釈及び大多数の学説は私法的効力を持つ規定であると解しています。

2. 雇用契約には、期間の定めのない

契約と期間の定めのある契約の2種類があります。会社では一般に定年制を採用していますが、これは期間の定めのない雇用契約であり定年という年齢に従業員の年齢が達することを条件として雇用契約が終了する契約であると考えられています。労働契約法20条の規定は、定年制の下での期間の定めのない雇用契約の正社員と短期間の期間の定めのある正社員以外の従業員との労働条件に合理性のない差異を禁じた規定であると解されます。定年までは期間の定めのない雇用契約であり、定年後の継続雇用は通常は期間を1年と定め

て一定の年齢に達するまで毎期更新していくという雇用契約が採用されていますが定年後のこの契約は前記の通り期間の定めのある雇用契約です。定年後の有期雇用契約においても労働契約法20条が適用されるか、適用されたとした場合、合理性のある差異とはどのようなものが問題となります。

3. これは、高年齢者雇用安定法に

基づく継続雇用制度によって採用された有期雇用労働者と正社員との賃金体系の相違について、労働契約法20条違反となるかという問題であるとされています。この問題に関して、最近重要な判決が出ました。1審は、これを「期間の定めがあることによる」差異と認めた上で、労働契約法20条が禁止する「不合理と認められる」労働条件の差異か否かを判断するに当たって、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情を総合的に考慮すると

しつつ、①及び②の各事情が同一である場合には、「特段の事情のない限り、不合理であるとの評価を免れない」として会社に賃金の差額の支払いを命じました。これに対し、2審（平成28年11月2日東京高裁判決）は、定年後継続雇用制度の対象労働者にも労働契約法20条の適用があること、そして、本件における賃金の差異を「期間の定めのあることによる」差異と認め、前記①及び②は「正社員とおおむね同じである」と1審の判断と同じであるとしつつ、前記③のその他の事情をも「総合的に考慮」すべきであるとして、③のその他の事情として、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象労働者について、定年前よりも賃金水準を引き下げることが一般的であり社会において容認されていることを重視し、高年齢者雇用安定法によって義務づけられた雇用確保措置の趣旨や継続雇用制度の位置づけからして、「定

年後継続雇用者の賃金を定年時より引き下げることでそれ自体不合理であるということとはできないとし、労働契約法20条違反を否定しました。

4. この2審の判断はその後の違う裁判においても維持されています。高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度によって採用された有期雇用労働者であることを前記③の「その他の事情」として重視し、前記①及び②の事情の同一性にもかかわらず労働契約法20条違反にならないと判断したことは、実務的に影響が極めて大きいものであると考えられますので紹介することになりました。



消費税期限内納付 推進運動実施中！



- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

**消費税には
申告・納付期限^(※2)が
あります。**

**申告・納付には
e-Taxが
利用できます。**

**個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。**

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

税務相談

相続税に関するワンポイントアドバイス



東京地方税理士会甲府支部

税理士 千須和知久

Q

相続税はいくらからかかるのですか

A

夫婦・子供2人の4人家族で、夫が亡くなった場合、基礎控除額は4千8百万円になります。そのため、相続財産が4千8百万円を超えると相続税が発生します。なお、基礎控除額は法定相続人の人数によって変わってきます。

Q

相続財産にはどのようなものがあるのですか

A

①プラスの財産 現金・預金・貴金属・株・不動産などです。
②マイナスの財産 金融機関等からの借入金などです。
③相続財産とみなされないもの 仏壇や墓石などです。
④見落としやすい相続財産 特に誤りが認められるのが、見落とされやす

い相続財産です。この「甲府法人会たより」をお読みになられている皆様方は会社の経営者かとおもいます。

皆様方のように経営者の方は自社の株をお持ちだと思います。この自社株も相続財産の対象になることをぜひ覚えておいてください。

また、会社へ資金がない場合、経営者自ら会社へ資金を貸している場合もあります。

この会社への貸付金も相続財産に計算しますので注意が必要です。

Q

相続税はどのくらいかかるのですか

A

例として、夫婦・子供二人の四人家族で夫が死亡し、その夫に相続財産が一億円あり、その財産を法定相続分で分割したとします（なお、葬儀費用等は考慮しません）。この場合、妻が負担する相続税は〇円・子供一人当たり約百六十万円、家族の合計は三百二十万円となります。

Q

相続財産の計算方法を教えてください。

A

相続財産とはプラスの財産からマイナスの財産を差し引いた額となります。

さらに、相続税を計算する際は、葬儀費用などを減額することになります。

なお、受取った香典は相続財産に計算する必要はありませんが、墓地の購入費用は減額の対象になりませんので注意してください。

Q

相続税を安くする方法はありますか

A

相続税を計算する場合、配偶者控除というものがあ

ります。配偶者控除額は一億六千万円なので、先の例で相続財産一億円をすべて妻に相続させれば相続税額は一円もかからないこととなります。

ただし、妻が亡くなった場合、残された子供には相当額の相続税が発生します。

遺産分割を行う際は、次の相続のことも考えて分割する必要があります。

相続税が発生してしまった場合、相続税が安くなる方法はないと思います。

しかし、来るべき相続税の対策は日頃から意識していく必要はあると思います。

Q

相続税の対策はどのようなものがありますか

A

①相続財産を減らす。
(一) 贈与税の非課税枠 百十万円を利用して財産を減額する。

(二) 婚姻期間二十年を超えていれば自宅の夫婦間贈与は非課税を利用する。

ただし、不動産取得税や登記費用などの費用がかかるので注意が必要です。

②生命保険に加入する 死亡による生命保険金も相続財産に加算することになります。

しかし、受取った死亡保険金は、相続人一人当たり五百万円の控除が適用されます。

極端な例を説明します。

預金から一千万円を引き出し、一千万円の死亡保険に加入します。

その後、死亡した場合一千万円の保険金が遺族に入ります。この保険金一千万円は相続財産に加算しますが、相続人が三名いた場合、控除額は千五百万円となり、実質相続財産は無しということになります。

つまり、預金に残しておけば一千万円は相続財産になりますが、この預金を保険契約に移行すれば、一千万円減額できることとなります。

③その他 巷では相続対策として不動産の活用などいろんな情報が飛び交っています。どれも一長一短がありますので、最善策を考慮し、なるべく相続税の申告に備えていただければと思います。

喫緊の経営課題

「人手不足」に思う

ジャーナリスト

海部 隆太郎



中小企業の景況感を各種調査で見ると、力強さに一抹の不安感を残しつつも総じて改善傾向にあるという。だが、実態はもっと力強い改善と言いつつても良いような気がしてならない。

ある製造業の経営者に聞くと「悪くないよ。受注残も厚く先行きの見通しもまずまず。しかし、調査員に尋ねられると口から出る言葉は『まだ厳しさがある』と言ってしまふんだよね。悲しい習性だね」と語る。自分だけ良いとは言いいくしいし、好調なら親事業者から値引きして欲しい、などと要望されるのも嫌だから。

その気持ちは分かる。景気調査が的外れだと主張しているのではない。中

小企業の経営者マインドをくみ取れば、後退局面は素早く反応するが、回復期は慎重になるので実態が見えにくくなると、うがった見方をついしたくなる。

むしろ、業績が好調に推移する中で不安感が強まっているのは、人手不足への対応だ。食品卸の人事担当役員は「募集広告もハローワークへの求人も全く効果なく、外国人に頼っている。ただ定着しないのが悩み」と現状を話してくれた。少子高齢化が叫ばれる中で、将来的に見ても労働力不足の改善は見込めそうもない。中小企業の人手不足は深刻度を増し、存続の危機といっても過言ではない業種もあると聞く。

人材は魅力ある企業に集まる

日本商工会議所が7月上旬に発表した「人手不足等への対応に関する調査」によると、6割以上の企業が「不足している」と答え、業種別では宿泊・飲食業、運輸業、介護・看護の順で不足割合が高かった。不規則な勤務体系や長時間労働などが要因のひとつと考えられる。

採用が難しく応募者が少ないことは理由がある。前述の業種は一般的には人が集まりにくいのだろうが、だからといって業種のせいにしては何か変わらない。行動を起こさなければ、人手不足は改善しない。

では、どうすれば人手を確保できるのだろうか。自社の課題、問題点を把握し、採用したい人材を明確にすることから始めるべきだと思う。その上で、必ずある自社の魅力を整理してアピールできるようにすることが肝心。

人材コンサルタントの話では「面接で質問攻めにする人事担当者が多いが、これが最大の間違い」と教えてくれた。入ろうとする会社の情報を知ら

ない応募者が圧倒的なものだから、不安を和らげるよう整理した魅力を経営者自身が語ることが大事だという。社内でも新人を受け入れられるよう話し合い体制を作るなど、そのために全社が一丸となるべき。要は入りやすい会社にするのが人手不足の対応策であり、定着率を上げる基本だ。

コンプライアンスは当然で、さらに会社をあげて社会貢献に取り組むことも魅力を増す。社会的な使命を感じること、人はやりがいを抱く。人手不足への対応は会社を変えるチャンスだと思う。



【筆者紹介】海部隆太郎（かいべりゅうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題を取材し、新聞・経済誌などに執筆中。

法人の方へ

ネットが便利

申告・納税 e-Tax



国税庁
e-Tax キャラクター
イータ君

e-Taxならこんなメリットがあります

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続を行うことができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
(e-Tax : 370 円 書面 : 400 円)
- 4 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取れます。



添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係図や収用証明書などの一部の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できます。
さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式(CSV形式)のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL形式又はXML形式)に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページでご確認ください。

※ 財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ(PDF形式)での提出はできませんのでご注意ください。

マイナンバーカードも利用できます



法人の代表者及び経理責任者のマイナンバーカードと、マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター又はスマートフォンがあればe-Taxがご利用いただけます。

※ マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター及びスマートフォンについては、「公的個人認証サービスポータルサイト(www.jpki.go.jp)」でご確認ください。

※ その他ご利用可能な電子証明書は、e-Taxホームページでご確認ください。

利用可能時間が拡大しました

月曜日～金曜日に加えて、5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日においてもご利用いただけます。

納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



e-Taxのセキュリティ対策

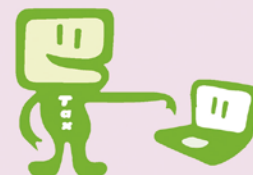
e-Tax で送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続を行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）
- ▶ 5 月、8 月、11 月の最終土曜日及び翌日の日曜日

8 時 30 分～ 24 時

- ※ 確定申告期間中は、原則として 24 時間（土日祝日を含みます。）となります。
- ※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。



お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901

（全国一律市内通話料金）

- ▶ 月曜日～金曜日 9 時～ 17 時 （祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）

- マイナンバーカードに係る IC カードリーダーの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

（音声ガイダンスに従って 1 番を選択してください。）

- ▶ 月曜日～金曜日 9 時 30 分～ 20 時
- ▶ 土日祝 9 時 30 分～ 17 時 30 分 （12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。
なお、最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

- ※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、**e-Tax ホームページ** を
ご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

平成 29 年 4 月

山梨県ふるさと納税のご案内

写真提供：やまなし観光推進機構

富士の国やまなしをふるさと納税で応援してください

ふるさと納税とは

県や市町村に「ふるさと納税」（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

ふるさと納税の使い道

山梨県にいただいた「ふるさと納税」は次のメニューの中からお選びいただいた取り組みに活用させていただきます。

① ふるさとの水を育む森林保全に関する取り組み

かけがえのないふるさとの水や、その水を育む豊かな森林を守り、育て、未来に引き継ぐために、荒廃した森林の整備や重要な水源地域における森林の整備に取り組んでいきます。

② 富士山の保全、環境美化に関する取り組み

富士山が末永く皆に愛され、親しまれ、世界に誇る財産として引き継がれていくように、富士山の豊かな自然の保全対策に取り組んでいきます。

③ ふるさとの青少年育成に関する取り組み

ふるさと「山梨」を愛し、日本や世界の未来を拓く人材として活躍できる力強い子ども達の育成に取り組んでいきます。

④ ふるさとの福祉向上に関する取り組み

健康寿命日本一や子育て環境の良さを維持し、障害を持つ人や高齢者をはじめとした全ての人が安心して暮らすことができる山梨づくりに取り組んでいきます。

⑤ 高校教育の充実に 関する取り組み

多くの著名人や財界人を輩出した、ふるさと「山梨」の高校教育の一層の充実に取り組んでいきます。



※本県に「ふるさと納税」をしていただいたみなさまに、ささやかなお礼の品として、県立施設4館（美術館・博物館・考古博物館・文学館）共通のご招待券（4枚）を差し上げております。また、1万円以上の寄附をいただいた県外在住の方へ、返礼品として山梨県の特産品等を贈呈しています。

ふるさと納税の手順

1 「ふるさと納税」（寄附）を申し出る

所定の「寄附申出書」に必要事項を記入の上、ファクシミリ、郵送、電子メールのいずれかの方法でお送りください。

インターネットで申し出ることできます。（クレジットカード払いでの納付を希望する場合は、インターネットからの申し込みのみとなります。）

詳しくは県のホームページ「ふるさと応援サイト」をご覧ください。

山梨県 ふるさと納税

検索



2 寄附金（ふるさと納税）を納付する

「納付書」が届きましたら、金融機関で納付してください。

領収印が押された納付書（領収書）は大切に保管してください。



クレジットカード払いで納付する場合は、「ふるさとチョイス」サイトで、申し込みから寄附まで一括で手続きができます。

領収書は県で発行し、お送りしますので、大切に保管してください。

※確定申告をする場合、「領収書」が必要となります。

【御利用いただけるカード】

VISA、MasterCard、JCB、
AmericanExpress、ダイナース

3 ワンストップ特例申請または確定申告をする

(1) ワンストップ特例

納付確認後に送付する特例申請書に、必要事項を記入の上、返送してください。

確定申告が不要となり、寄附金控除額分が寄附をした翌年度の住民税から控除されます。



※ 5 団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方はこれまで同様に確定申告が必要となります。

(2) 確定申告

翌年の確定申告の際に領収書を添付して申告してください。寄附をした年の所得税から控除・還付されるとともに、寄附をした翌年度の住民税が控除されます。

山梨県へのふるさと納税の状況（平成28年度）

多くの方々から貴重な浄財をお寄せいただきました。ご厚情に深く感謝申し上げます。

件数：972件 金額：24,325,000円

お申し込み
お問い合わせ
窓口

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県総務部税務課
TEL 055-223-1386(直通) FAX 055-223-1390
E-MAIL zeimu@pref.yamanashi.lg.jp

※県内市町村へのふるさと納税は各市町村にお問い合わせください。

よつびし総研開所10周年にあたって

新たな決意と戦略



四菱まちづくり総合研究室

お屋形代表

杉田 竜也



私たち四菱まちづくり総合研究室「よつびし総研」は、2007年4月に甲府の活性化を目指して開所しました。現在、大学2年生の私がこの時まで小学生だったことから考えても、長い時間甲府で活動し続けてきたことがわかります。「よつびし総研」を立ち上げた当時の学生たちは、甲府をより広範な市民に愛されるまちにしようという熱い想いを持っていたに違いありません。「よつびし総研」、甲府中心街は10年前に比べてどのように変わったのでしょうか。そんな思いを持っていた私たちは、10周年を節目と捉え、2代目代表の坂本裕樹さんと3代目代表の高久幾久子さん、そして元甲府市副市長の宇野善昌さんと甲府城南商店街振興組合の福島敏三さんをお招きして、現代表の私と事務局長

である小林萌奈とともに、今までの甲府とこれからの甲府を考えるシンポジウムを開催しました。

この記念シンポジウムはあえて落とし所を作らずに学生と行政、商店主が「真剣(ガチ)」で議論する「ガチンコジウム」という形で開催しました。「甲府中心街活性化とよつびし総研」この10年をふり振り返り、今後の10年を展望して「よつびし総研」と甲府中心街活性化という議題に様々な角度からアプローチしてみようと試みました。宇野元副市長を始めとしたパネリストの方の口から出てきたのは、私の知らない「よつびし総研」と甲府市で起きた。立場や年齢、性別が違うだけで考えていることは全く違い、それぞれの意見を持っていることがわかりました。しかし、不思議なことに甲府のこ



記念シンポジウム

とについて真剣に考え、甲府を愛し、これからの甲府をさらに愛されるまちにしていこうという意思は全員が共通して持っているものでした。

読者のみなさんが考える甲府の良いところとはどこでしょうか。突然そう聞かれても、なかなかすぐには思いつかないかもしれません。実際、私もまちづくりに携わるまではそうでした。しかし、活動に取り組めば取り組むほど、甲府の魅力が見えてきたのです。甲府には景観や路地横丁、魅力的なお店など多くの資源が存在しています。しかし、資源を見つければ見つけるほど一番大切な資源は「人」ではないのかと考え始めました。皆さんがご存知の通り、戦国時代、甲斐を治めていた武田信玄公は「人は城、人は石垣、人は堀」という有名な言葉を残しています。

戦国時代から人こそが資源と考えていたDNAが今の私にも受け継がれているのでしょうか。「まちづくりはひとりではいけません」とはよ

くいったものだと思います。今の甲府市は昔に比べても推進力のある人や、発想力のある人たちが増えているそうです。実際に中心街にも新しいお店が新店し、新しい風が吹き始めています。

今の甲府市の課題として、そのような新しい風が吹いていることを知らない人たちが多いということが挙げられると思います。そこで私たち大学生が今やるべきことは情報を発信していくことだと考えています。特に若い女性たちはSNSの使用にとっても長けているため、発信の分野においては期待することができそうです。現在の「よつびし総研」のメンバーは大半が女性のため今年の活動は情報発信を重点に置き活動して行こうと考えています。

あまり知られていないかもしれませんが、武田信玄公の前述の言葉には「情けは味方、仇は敵なり」という続きがあります。「よつびし総研」のメンバー、先生、そして携わってくれている全ての方々への感謝を忘れずにこれからも頑張っていきたいと思います。私自身あの武田信玄公のような立派なお屋形になれるように精進するつもりです。今後とも、皆様のご指導、ご鞭撻、そしてご支援を賜りますようお願いいたします。

(山梨県立大二年)

新入会員紹介

(順不同・敬称略)

ご入会ありがとうございます。

(平成29年5月～8月)

正会員 法人名	所在地	支部名
有限会社 六曜舎	韮崎市中田町	韮崎支部
石橋製作所 株式会社	南アルプス市戸田	甲西支部
有限会社 ZAI・KOUFU	甲府市国母	国母支部
合同会社 こでら断熱工業	中央市大鳥居	中豊上九支部
税理士法人 ATB	甲府市大里町	大里・大国支部
和泉電気工業 株式会社	甲府市下鍛冶屋町	山城支部
テクノクリーン 株式会社	中巨摩郡昭和町飯喰	昭和支部
有限会社 ドリームホーム ヨダ	甲府市宮原町	大里・大国支部
賛助会員 事業所名	所在地	支部名
一般財団法人 あんしん財団 山梨支部	甲府市丸の内	春日西支部
手塚 友一	南アルプス市田島	甲西支部
小笠原 智比呂	甲府市桜井町	里垣・甲運支部
長澤 一嘉	神奈川県小田原市	—
清水 洋一	甲府市住吉	伊勢支部

研修会予定

○新設法人説明会

九月 六日 甲府法人会館

○決算法人説明会

八月二十八日 甲府市総合市民会館
九月二十一日 甲府市総合市民会館
十月 四日 甲府市総合市民会館

○青年部会 税務研修会

八月二十九日 甲府法人会館

【内容】 税務調査について

《山梨県法人会連合会主催のセミナー》

○女子カバワアップセミナー

(第二回) 九月七日 甲府法人会館

【内容】 コミュニケーション能力チー

ム力向上研修

○自分の心にやる気を起こさせる3つの方法

○人間関係を築くためのスキル

○チームのモチベーションをアップさせるコツ

○ワークで学ぶチーム力向上の秘訣

○グループディスカッション(異業種交流)

(第三回) 十一月十四日 甲府法人会館

【内容】 女性経営者による講演

リーダーシップ・コーチングスキル向上研修

○リーダーシップに求められる役割とは

○メンタルヘルスとコンプライアンスの重要性

○コーチングの基本的な考え方

○傾聴・承認・質問のスキル

○ほめ方・叱り方

○グループディスカッション(異業種交流)

社会貢献活動へのご協力のお願い

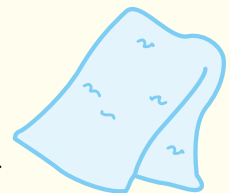
甲府法人会では平成20年度から会員の皆様方にタオルなどの提供をお願いし、山梨県などを通じて社会福祉施設等に寄贈する活動を行っております。年間を通じて受け付けておりますので、ご協力いただける方は、**未使用タオルや石けん、ティッシュ、テレホンカード、使用済切手**を甲府法人会事務局までお願いいたします。

※使用済切手をいただける場合はお手数ですが、切手部分の周囲1cmくらいを切り取ってくださいようお願いいたします。

お問合せ先

公益社団法人甲府法人会 事務局

住所 〒400-0032 甲府市中央4-12-21 電話 055-237-7774



お知らせ

表紙の写真の募集について

甲府法人会では、『甲府法人会たより』の表紙に使用する写真のご提供を募集いたしております。

ご提供いただける募集対象の方は甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町に所在する事業所にご勤務の方、または在住されている方とさせていただきます。

詳細につきましては 甲府法人会事務局

(電話 055-237-7774)

(FAX 055-237-7790)

(メールアドレス info@kofu-hojinkai.jp)

担当職員 名執までお問合せください。

ご連絡をお待ちしております。

発行所
印刷所
発行日
平成二十九年八月二十四日

公益社団法人甲府法人会
広報委員長 長坂 茂
甲府市中央四丁目十二番二十一号
TEL 〇五五-一三三七-七七七四
株式会社サンニチ印刷

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp